

対象となる交通災害とは

国内の一般の交通の用に供する道路や不特定多数の歩行者や車両が自由に通行できるコンビニ・大型商業施設の駐車場等で、走行中の以下の交通乗用具によって、加入者本人がケガなどをされたときに共済金が支払われます。

対象となる交通乗用具

(日本国内に限る)



道路上以外の場所での事故は、原則として対象になりません。 ※注1 道路交通法上の「車両」に該当する電動キックボードに限りです。

対象となる交通事故の例 (日本国内に限る)



！ 自転車等の単独事故など、
どんな小さな事故でも
**必ず警察へ
お届けください！**

共済金の請求方法について

交通事故に遭い、ケガをされた場合、
7日間以上の入・通院からお支払いします。

- 提出書類の準備
- 1 交通災害共済契約書兼領収書
 - 2 交通事故証明書
 - 3 医師の診断書
(傷病名、入院期間、通院期間および実日数、病院名および医師の押印のあるもの)
 - 4 運転者の災害は、免許証
 - 5 その他
特に当組合が必要とする書類
 - 6 請求者の本人確認ができるもの
および印かん
 - 7 振込先の金融機関がわかるもの
- ※1～4は、コピーでの提出も可
※2 単独の事故でも、警察署または最寄りの交番、駐在所に届けてください。

共済金の請求先

■北九州市にお住まいの方

区役所総務企画課広報広聴係 または交通共済事務局
※死亡、重度障害の場合は、交通共済事務局にお問い合わせください。

■北九州市以外にお住まいの方

お住まいの市役所・町役場の交通共済担当課まで

請求についてQ&A

- Q 歩行中に誤って転んでケガをしました。共済金支払いの対象になりますか。
A 交通事故ではないので、対象になりません。
- Q 交通事故を起こし、相手を負傷させた場合、共済金支払いの対象になりますか。
A 相手の負傷に対しては対象になりません。加入者本人がケガ等をされたときに共済金が支払われます。
- Q 共済金は治療中でも請求できますか。
A 請求できますが、できるだけケガが治ってから請求してください。なお、共済金の請求期間は、事故日から3年です。
- Q 道路上を歩行中、自動車等が猛スピードで来たのでよけようとしてケガをした場合は対象になりますか。
A 原則、自動車と接触していない場合は、対象になりません。ただし、交通事故証明書が発行された場合は対象になる場合があります。※審査などします。
- Q 子どもが自転車通学中に転倒し、1カ月間通院しました。請求できますか。
A 請求できます。請求には、交通事故証明書が必要です。事故に遭われた場合は、単独事故でもすぐに警察に届けてください。事故証明書がない場合は共済金が減額されます。
- Q 医師の診断書の様式は決まっていますか。
A 定めておりません。傷病名、入院期間、通院期間および実日数、病院名および医師の押印のあるものであれば結構です。※コピーでも可
- Q 共済期間中に他県または県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか。
A 共済期間中に他県または県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。
- Q 加入申し込みは1人3口までとなっているが、保険会社など他の交通災害保険に加入していてもこの共済に加入できますか。
A 民間保険会社の交通災害保険に加入されている方でも関係なく加入できます。この交通災害共済は最高1人3口まで加入できます。

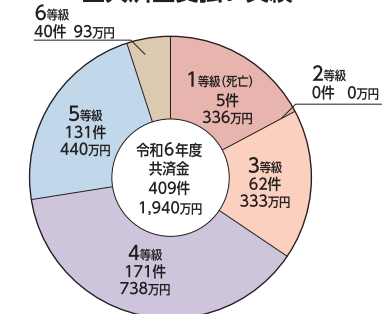
支払われる共済金

入・通院された方で治療期間が7日間以上要した方が共済金を受け取れます。

等級	治療期間	共 済 金		
		1 口	2 口	3 口
1	死 亡	120万円	240万円	360万円
2	重度障害	110～120万円	220～240万円	330～360万円
3	180日以上	3.8～ 20万円	7.6～ 40万円	11.4～ 60万円
4	90日～179日	3.0～ 11万円	6.0～ 22万円	9.0～ 33万円
5	30日～89日	2.3～ 5万円	4.6～ 10万円	6.9～ 15万円
6	7日～29日	1.7～2.5万円	3.4～ 5万円	5.1～ 7.5万円

・治療期間により等級を決定しています。
・共済金が減額になる場合があります。

■共済金支払い実績



※令和6年度は92,589人の方に加入いただいております